

議案第72号

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すもの。

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表(1)を次のように改める。

(1) 公民館使用料

ア 長与町公民館

(単位：円)

時間 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
大ホール	370	750	560	1,130
調理室	100	320	160	480
和室	100	210	160	320
小会議室	100	210	160	320
講座室	100	210	160	320
資料室	100	210	160	320
相談室	100	210	160	320

備考 上記に掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

イ 高田地区公民館

(単位：円)

時間 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
大ホール	370	750	560	1,130
調理実習室	100	320	160	480
和室	100	210	160	320
会議室	100	210	160	320
講座室	100	210	160	320
談話室	100	210	160	320

備考 上記に掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

ウ 上長与地区公民館

(単位：円)

時間	9時～17時30分 (1時間につき)	17時30分～22時 (1時間につき)

種別	区分			
	町民	町民以外	町民	町民以外
調理実習室	100	320	160	480
第1会議室	100	210	160	320
第2会議室	100	210	160	320
第1研修室	100	210	160	320
第2研修室	100	210	160	320
図書室	100	210	160	320

備考 上記に掲げる金額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。